

# 地方消費税交付金（引上げ分）の用途について

（歳入）

地方消費税交付金	内 訳		備 考
562,000 千円	社会保障財源化分	306,545 千円	引上げ分（２２分の１２）
	一般財源	255,455 千円	現行分（２２分の１０）

（歳出）

（単位：千円）

事業名	金額	本年度の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	要援護対策事業費	19,896	2,722		9,111	4,777	3,286
	保育所運営費	752,516	21,952		43,261	102,382	584,921
	放課後児童クラブ推進事業費	51,696	23,791	2,200	11,466	10,592	3,647
	子育て支援事業費	65,602	20,372		600	30,513	14,117
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成（65才未満）	30,055	13,256		3,539	9,768	3,492
	重度心身障害者等医療費助成（65才以上）	48,681	19,730		8,057	13,924	6,970
	心身障害者医療費助成	15,281				6,587	8,694
	乳児妊産婦医療費助成	6,361	3,123		57	1,594	1,587
	幼児・児童・高校生等医療費助成	60,455	6,837		127	39,050	14,441
	ひとり親家庭等医療費助成	12,481	6,069		342	4,394	1,676
	感染症予防事業費	76,905	571			53,723	22,611
	すこやか親子推進事業費	64,679	16,898		275	29,241	18,265
合計	1,204,608	135,321	2,200	76,835	306,545	683,707	

備 考

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障４経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障４経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費